

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人紘健会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、理事長に対してのみ報酬等を支給し、その他の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、別表に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月28日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名 報酬の額

理事長 年額上限 3,600,000 円

計算式 (月上限額) 45万円となるが、軌道に乗るまでの間、上記金額を上限とする。

(10,000円【利用者】×90床÷30【月数】)×平均15日出勤日数限度額の範囲内で理事会において決定する。